

## 島根原子力発電所2号機の安全確保に係る意見（案）について

令和6年10月7日  
原子力安全対策課

令和4年3月25日付第202100325587号、防起第3219号-1及び発境自第41-1号に基づき、今後付すとした島根原子力発電所2号機の安全確保に係る意見について、9月9日の原子力安全顧問会議及び原子力安全対策合同会議で専門家（原子力安全顧問）及び住民の意見を、10月5日に米子市及び境港市から意見を基本とし、中国電力への意見案等を作成した。

### 1 原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）の開催

日時：10月5日（土）15時30分～15時50分（米子ワシントンプラザ「らん」）

出席：鳥取県知事、米子市長、境港市長

議題：米子市及び境港市の意見表明（米子市長、境港市長）

島根原発2号機の安全確保に係る中国電力への意見案及び国への要望事項案の協議

### 2 米子市及び境港市の意見

原子力安全プロジェクトチーム会議（コアメンバー）で知事が伊木米子市長、伊達境港市長と協議し、中国電力への意見案及び国への要望事項案について合意を得た。

#### 【PT会議での主な発言】

##### <米子市>

この調整案で問題はない。周辺地域においては安全が最も大事であり、調整案に「安全を監視していくこと」が明記されている。また、この調整案において、監視活動を安定的に行うための人件費について措置されるよう経済産業省に対して要望がなされている。

##### <境港市>

境港市が新たな要望として追加したプルサーマルと安全を第一義として運転する体制の整備が記載されており、この調整案ですとしたい。避難計画は実効性の向上が大前提であり、この調整案には内閣府の全面的な支援と実動組織にしっかりと支援をしていただくことが明記されている。

##### <知事>

鳥取県、米子市及び境港市で志は一致しており、今後、県議会に説明して3者連名でこの調整案を提出するよう調整をしたい。3者の共同行動で中国電力や国に対して、地域住民の意見、地域の立場を主張する周辺地域としての行政の役割を果たしていきたい。

### 3 専門家（原子力安全顧問）の意見

令和5年8月18日：原子力安全顧問会議で中国電力から設計及び工事の計画について聞き取り

令和6年7月 8日：原子力安全顧問会議で原子力規制庁及び中国電力から設計及び工事の計画及び保安規定変更について聞き取り

令和6年8月20日：原子力安全顧問会議で国及び中国電力から能登半島地震を受けた島根原発に係る国及び中国電力への申入れに対する回答、島根2号機の安全対策工事の実施状況について聞き取り

令和6年9月 9日：原子力安全顧問会議で島根2号機の後段規制の審査結果・安全対策工事、申入れに対する国及び中国電力の回答並びに南海トラフ地震の影響に対する国の回答が妥当であるとする顧問意見を知事に報告

### 4 住民の意見

令和6年9月9日：原子力安全対策合同会議で米子市原子力発電所環境安全対策協議会委員及び境港市原子力発電所環境安全対策協議会委員の意見を聴取

#### 【添付】

添付1：米子市の意見

添付2：境港市の意見

添付3-1：中国電力への意見案（中国電力株式会社に対応を求める事項）

添付3-2：国要望（原子力規制委員会、内閣府（原子力防災）、経済産業省）案

防起第 1 2 4 0 号 - 2  
令和 6 年 1 0 月 3 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

米子市長 伊木 隆司

島根原子力発電所 2 号機の安全対策に対する意見について

令和 6 年 9 月 13 日付け第 202400141044 号で依頼のあった件については、令和 4 年 3 月 22 日付け防起第 3195 号-1「島根原子力発電所 2 号機の再稼働に向けた新規制基準に係る安全対策への意見について」において中国電力に対して付した条件等から変わらないことを回答いたします。

令和 6 年能登半島地震を受けてさまざまな不安の声も上がっていることから、本市は鳥取県・境港市とともに島根原子力発電所 2 号機の安全対策について国及び中国電力に照会を行ったところ、現時点において新たな知見はなく、審査結果や緊急時対応の見直し等の必要がないことなどの回答を得たところです。

したがって、本市の意見としては前述のとおりですが、中国電力へ意見を述べるに際しては引き続き科学的な知見に基づいた安全性向上のための取組を求めるとともに、国に対しても安全が確保されるよう適切な措置について要望を行っていただきますようお願いいたします。

<参考> 令和4年3月22日付け 防起第3195号-1

島根原子力発電所2号機の再稼働に向けた新規制基準に係る安全対策への意見について

(中国電力に付する条件)

- 1 島根原子力発電所の安全対策については、常に最新の知見を反映(バックフィット)すること。
- 2 引き続き実施される原子力規制委員会の工事計画認可等所要の法令上の手続きに真摯に対応すること。
- 3 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力すること。
- 4 引き続き信頼回復と安全文化の醸成に取り組むこと。

(国への要望)

- 1 島根原子力発電所2号機の再稼働については、今後工事計画認可等所要の法令上の手続きについて、厳格な審査を行うとともに、安全が確保されるよう適切に監督指導すること。
- 2 再稼働に伴う課題については、政府が責任を持って対処すること。
- 3 原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直すとともに、その内容について市民に分かりやすく説明すること。
- 4 武力攻撃を踏まえた原子力発電所の安全について、必要な対応を行うこと。また、そのことについて、市民に情報提供すること。
- 5 原子力災害時の避難対策等原子力防災について、関係自治体をしっかりと支援すること。併せて、原子力防災対策を行わなければならない周辺自治体に対して適切な財源措置が図られるよう、関係省庁に対する調整を行うこと。

鳥取県知事 様

境港市長 伊 達 憲 太 郎

島根原子力発電所2号機の安全対策に対する意見について（回答）

令和6年9月13日付第202400141044号で鳥取県知事から依頼のあった標記の件については、下記のとおり回答します。

記

（中国電力に対する意見）

- 1 原子力発電は、安全が第一義であり、安全対策に終わりではなく、不断に安全を追求し続けること。
- 2 宍道断層と鳥取沖西部断層との連動、令和6年能登半島地震の検証結果等、常に最新の知見を収集し、必要に応じてバックフィットにより対応すること。また、国の規制基準だけでなく自主的な安全対策も行い、万が一事故が発生した場合には、責任をもって完全かつ十分な賠償を行うこと。
- 3 島根原子力発電所2号機は、長期停止及び重要な施設・設備が増加していることから、発電所の安全性を確保するため、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の向上及びヒューマンエラー防止対策を徹底すること。
- 4 協力会社を含め全社で、社員の心身の健康管理、原子力安全文化の醸成に一層取り組むとともに、法令や協定を遵守し、住民の信頼向上に取り組むこと。
- 5 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定書に基づき、安全を第一義とし、本市及び住民に対し、迅速で正しい情報提供と説明に努め、誠意をもって対応すること。
- 6 継続的な財源措置も含め、避難の実効性のさらなる向上に誠意をもって協力すること。
- 7 万全な汚染水対策を実施し、万が一事故が発生した場合には、風評被害に対して万全の対策を講じ、水産資源等に影響を与えるような事態を回避すること。
- 8 核燃料サイクルについては、使用済燃料対策及び最終処分を確実に実施できるよう国と全電力事業者が責任をもって対処すること。
- 9 プルサーマルを実施したいのであれば、島根原子力発電所2号機で使用するMOX燃料に係る設計及び工事計画認可申請等の際に、本市及び住民に対して、分かりやすく丁寧な説明を行うこと。

（国への要望）

【原子力規制委員会】

- 1 島根原子力発電所2号機の安全確保については、現在行われている使用前事業者検査等にかかる所要の法令上の手続きについて厳格な確認を行い、市民に分かりやすく説明すること。
- 2 令和6年能登半島地震の検証結果など、原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、躊躇なく規制基準を見直すとともに、その内容について市民に分かりやすく説明すること。

- 3 中国電力が行う島根原子力発電所2号機の再稼働については、厳しく指導監督を行い、安全の確保及び市民の理解を得られるよう責任をもって対処すること。万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
- 4 中国電力が行う島根原子力発電所の汚染水対策を適切に実施させること。万が一事故が発生した場合には、風評被害に対して万全の対策と賠償を行うこと。
- 5 武力攻撃を踏まえた原子力発電所の安全について、政府一丸となって万全の対処を行うこと。
- 6 中国電力によるプルサーマルの実施にかかる所要の法令上の手続きについて、厳格な審査を行い、住民にわかりやすく説明すること。

#### 【内閣府】

- 1 鳥取県、境港市及び米子市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、適切な財源措置を講ずること。
- 2 令和6年能登半島地震では多数の道路寸断、液状化、孤立地区の発生及び放射線防護対策施設の被災等が生じたことを踏まえ、引き続き国が責任をもって、避難計画の実効性の一層の強化のための支援を行うこと。併せて、警察、消防、自衛隊等の実動組織による万全の措置を講じること。
- 3 周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。
- 4 島根原子力発電所の事故時の避難を円滑に行うためには、米子境港間の高規格道路が必要であり、早期に整備を行うこと。

#### 【経済産業省】

- 1 中国電力が行う島根原子力発電所2号機の再稼働については、厳しく指導監督を行い、安全の確保及び市民の理解を得られるよう責任をもって対処すること。万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
- 2 中国電力が行う島根原子力発電所の汚染水対策を適切に実施させること。万が一事故が発生した場合には、風評被害に対して万全の対策と賠償を行うこと。
- 3 鳥取県、境港市及び米子市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、適切な財源措置を講ずること。
- 4 周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。
- 5 武力攻撃を踏まえた原子力発電所の安全について、政府一丸となって万全の対処を行うこと。
- 6 核燃料サイクルについては、使用済燃料対策及び最終処分を確実に実施できるよう全電力事業者と連携を図り、国が前面に立って責任をもって対処すること。
- 7 再生可能エネルギーの拡大を図り、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じること。
- 8 中国電力によるプルサーマルの実施にかかる所要の法令上の手続きについて、厳格な審査を行い、住民にわかりやすく説明すること。

## 中国電力株式会社に対する意見（案）

島根原子力発電所 2 号機について、鳥取県、米子市及び境港市は、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第 6 条第 2 項に基づき回答した令和 4 年 3 月 25 日付第 202100325587 号、防起第 3219 号-1 及び受境自第 41-1 号に基づき、島根原子力発電所 2 号機の安全確保について下記のとおり意見を提出するので、安全を第一義として、責任ある対応を行うよう強く求めます。

なお、貴社におかれては、島根原子力発電所 2 号機の稼働にあたり、能登半島地震等の教訓等の知見も踏まえて、万全の技術と識見を駆使することはもとより安全文化を実践し常に安全を追求し続けることが不可欠であることを深く自覚されますとともに、鳥取県、米子市及び境港市としても、地域住民の安全を確保するため引き続き監視及び確認を続けることとし、今後とも専門家の意見を踏まえ協定の趣旨に則り必要な意見を提出し所要の措置を求めていくので、その意見等に則り安全対策を遺漏なく完遂されますよう、併せて申し入れます。

## 記

- 1 宍道断層と鳥取沖西部断層との連動の可能性判断を含む地震・津波等の対策のあり方については、令和 6 年能登半島地震の知見をはじめ最新の科学的知見を収集し、見直す必要がある際には速やかに更なる安全対策を講じる等適切に対処すること。
- 2 島根原子力発電所 2 号機の運用は、長期間停止していた上、重要な施設・設備が増設されていることから、安全を第一義とし、施設・設備の整備だけでなく、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の面においても充実強化を行い、ヒューマンエラー防止対策も含め、安全な運用体制を確立すること。
- 3 現在実施している使用前事業者検査等の所要の法令上の手続きを真摯に実施し、鳥取県、米子市及び境港市にその状況について報告すること。併せて、燃料装荷及び原子炉起動の際には当方の職員を立ち合わせるなど、周辺地域も含む監視の下慎重に運用すること。
- 4 原子力発電所に対する武力攻撃及びサイバー攻撃については、警察や海上保安庁等関係機関と緊密な連携を図り、ハード面・ソフト面の両面にわたり万全な対策を講じること。
- 5 重層的な汚染水流出を防止する対策を実施し水産資源等への影響を回避するとともに、風評被害も含め万全の対策を講じること。
- 6 地震による液状化や津波なども含め、複合災害時においても円滑な避難が実施できるよう、継続的な財源措置や福祉車両、輸送人員の提供など、避難の実効性が向上するよう所要の措置を講じること。併せて、屋内退避や段階的避難の手順や有効性等についても、住民への周知・説明を徹底すること。
- 7 島根原子力発電所 2 号機でプルサーマル燃料装荷についての実施を検討する際には、安全協定の趣旨に則り鳥取県、米子市及び境港市に協議し、専門家を交えた議論や地域の意見を仰ぐなど、立地地域と同じように信義誠実を旨とした対応を行うこと。
- 8 稼働によって発生する使用済燃料の搬出等が適切に実施されるよう、国と連携をとりながら責任をもって対処すること。
- 9 安定ヨウ素剤の配布について、汚染が懸念されることとなった地域の住民に適切なタイミングで届くよう、必要に応じてその支援を行うこと。
- 10 島根原子力発電所で火災が相次いでいるのは遺憾であり、徹底した原因究明と再発防止対策を求めるとともに、原子力安全文化の醸成に一層取り組むこと。

## 国要望（原子力規制委員会、内閣府（原子力防災）、経済産業省）案

### 原子力規制委員会への要望事項

- 1 島根原子力発電所 2 号機の安全確保については、現在行われている使用前事業者検査等にかかる所要の法令上の手続きについて、原子力規制検査等において厳格に確認を行い、その結果について県民に分かりやすく説明すること。併せて、令和 6 年能登半島地震の知見など、原子力発電所の安全性に関して最新の技術的・科学的知見を得たときは、規制基準を速やかに見直す等厳格な審査を行い、その内容について県民に分かりやすく説明すること。
- 2 島根原子力発電所 2 号機の運用は、長期間の停止や施設・設備が増設されており、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対処すること。また、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力面の充実強化及びヒューマンエラー防止対策などについて、厳格に確認していくこと。
- 3 島根原子力発電所では、たびたび火災等の事案が発生している。原因究明と再発防止対策を厳格に確認すること。また、劣化の兆候が見られた原子力安全文化の改善の取組みについて、厳格に確認していくこと。
- 4 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるような事業者の指導監督を行うこと。また、サイバーセキュリティ対策の継続的な改善の確認と指導を行うこと。
- 5 中国電力が自主的に行うものも含め、島根原子力発電所の汚染水流出を防止する対策を確認するとともに、適切に実施させること。
- 6 中国電力がプルサーマルを実施するときは厳格な審査等を行うこと。また、周辺自治体の安全上の不安に応えるよう技術的な特徴や審査結果等について丁寧で分かりやすい説明を行うこと。
- 7 原子力災害対策指針で示されている安定ヨウ素剤の配布及び服用方法について、更なる検討を進めること。

### 内閣府（原子力防災）への要望事項

- 1 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液状化が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。
- 2 令和 6 年能登半島地震では多数の道路寸断、孤立地区の発生及び放射線防護対策施設の被災等が生じたことを踏まえ、放射線防護対策施設の新たな設置など、引き続き国が責任をもって、避難計画の実効性の一層の強化のための支援を行うこと。併せて、警察、消防、自衛隊等の実動組織による万全の措置を講ずること。
- 3 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
- 4 安定ヨウ素剤は、汚染が懸念されることとなった地域の住民に適切なタイミングで届くよう、必要に応じてその支援を行うこと。

- 5 屋内退避については、住民の理解が得られるよう、万が一の原発事故時の放射性物質の放出の特徴と避難の時間的関係及び屋内退避の効果について、時間軸に沿い分かりやすく科学的な説明を行うなど、啓発に努めること。

### 経済産業省への要望事項

- 1 島根原子力発電所2号機の再稼働については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
- 2 組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力面の充実強化を行い、ヒューマンエラー防止対策も含め、安全な運転体制を構築するよう、事業者を指導すること。
- 3 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合で、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導監督を行うこと。また、サイバー攻撃については、関係機関と緊密な連携を図り、ハード面・ソフト面の両面にわたり万全な対策を講じるよう指導すること。
- 4 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液状化が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。
- 5 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう交付金など相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
- 6 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金について、原子力発電所の稼働に伴う周辺地域住民への生活、経済及び社会等に及ぼす影響に鑑み、地域の実情に十分配慮した交付額・期間とすること。
- 7 重層的な汚染水流出を防止する対策を実施し、水産資源等への影響を回避するよう、事業者を指導すること。また、風評被害も含め万全の対策を講じるよう政府を挙げて対応すること。
- 8 稼働によって発生する使用済燃料の搬出等が適切に実施できるよう事業者を指導するとともに、国が前面に立って責任をもって対処すること。
- 9 再生可能エネルギーの主力電源化を進め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進めるなど、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じること。
- 10 中国電力が島根原子力発電所2号機でプルサーマル燃料装荷についての実施を検討する際には、本県等に協議し、その専門家を交えた議論や意見を仰ぐなど、立地地域と同様の対応を行うよう、事業者を指導すること。またその際は、政府は周辺自治体の安全上の不安に応えるようプルサーマルについて丁寧で分かりやすい説明を行うこと。
- 11 島根原子力発電所ではたびたび火災等の事案が発生している。事業者には徹底した原因究明と再発防止対策を求めること。また、劣化の兆候が見られた原子力安全文化の改善に一層取り組むよう、事業者を指導すること。